

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月16日（令和5年（行情）諮問第268号）及び同年9月28日（同第859号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（行情）答申第721号及び同第740号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件
「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月24日付け防官文第19825号、平成29年2月3日付け同第1231号及び同年3月26日付け同第2795号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 原処分1

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）原処分2

ア 上記（1）アと同じ。

イ 上記（1）イと同じ。

ウ 上記（1）ウと同じ。

エ 上記（1）エと同じ。

オ 上記（1）オと同じ。

（3）原処分3

ア 上記（1）アと同じ。

イ 上記（1）イと同じ。

ウ 上記（1）ウと同じ。

エ 上記（1）エと同じ。

オ 上記（1）オと同じ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

本件請求文書1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用し、まず、平成28年11月24日付け防官文第19825号により、別紙の2に掲げる文書1の表紙ないし3頁までについて、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分1を行った後、平成29年2月3日付け防官文第1231号により、文書1の表紙ないし3頁までを除く部分並びに文書2及び文書3について、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件請求文書2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、平成29年3月6日付け防官文第2795号により、別紙の2に掲げる文書4ないし文書6について、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分3を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年6か月、約6年2か月及び約6年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者から納品された冊子及び当該冊子から作成したPDFファイルの電磁的記録であり、本件対象文書のほかに電磁的記録は保有していない。

3 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とした。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録は上記2のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月16日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第268号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月30日 審議（同上）
- ④ 同年9月28日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第859号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年10月12日 審議（同上）
- ⑦ 令和6年1月19日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第268号及び同第859号）
- ⑧ 同年2月16日 令和5年（行情）諮問第268号及び同第859号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識

の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊司令部（以下「司令部」という。）が編集及び発行した部内向けの文書である。

イ 司令部は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに司令部が作成した表紙及び巻頭・巻末の電磁的記録を編集してCD-Rに保存し、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者に渡し、当該業者によって最終的に印刷及び製本された冊子を納品させている。

ウ 上記CD-Rについては、上記イの冊子の納品の際に、製本版のPDF形式の電磁的記録が保存された状態で印刷業者から返却されることから、隊員の利便性を考慮し、当該PDF形式の電磁的記録を部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

なお、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに上記CD-R及びそれに保存されている電磁的記録については、上記PDF形式の電磁的記録の部内イントラネット上の掲示板への掲載後、保存する必要がないため、廃棄した。

エ 本件対象文書は、印刷業者から納品された冊子及びPDF形式の電磁的記録であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

オ 原処分にあたっては、確実に期すために文書管理を行っている司令部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、本件対象文書の外に電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に電磁的記録は確認されなかった。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、PDF形式の電磁的記録の外に本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自

衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問序の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び肩書が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、自衛隊員の配置見通し及び隊員個人に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号4に掲げる不開示部分のうち、下記オに掲げる部分及び文書3の80頁のメールアドレスを除く不開示部分には、特定のコーナーにおいて小文を投稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢などが記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーにおいて小文を投稿したことは、職務遂行に係る情報ではないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号5に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」の編集委員である防衛省の職員の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

そうすると、補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、申合せの下での氏名の公表対象から除外されており、一般的には公表されていない情報であるため、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号6に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の訓練並びに艦艇の性能、機能及び部隊運用等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊艦艇の性能並びに部隊の運用、能力及び態勢等が推察され、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号7に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年6か月、約6年2か月及び約6年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 (本件請求文書)

- (1) 『艦船と安全』2016年7～9月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (2) 『艦船と安全』2016年10～12月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 (本件対象文書)

- 文書1 「艦船と安全」2016年7月号 (No. 567)
- 文書2 「艦船と安全」2016年8月号 (No. 568)
- 文書3 「艦船と安全」2016年9月号 (No. 569)
- 文書4 「艦船と安全」2016年10月号 No. 570 (表紙ないし3頁目まで)
- 文書5 「艦船と安全」2016年11月号 No. 571 (表紙ないし3頁目まで)
- 文書6 「艦船と安全」2016年12月号 No. 572 (表紙ないし3頁目まで)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1 3枚目の写真の顔部分 （識別が容易でないと 認められるものを除 く。）	法5条1号に該当するため不開示 とした。
	8頁，10頁，12 頁，14頁，16頁， 19頁，22頁，24 頁，27頁，29頁， 32頁，34頁ないし 39頁まで，41頁， 46頁，48頁，66 頁，67頁，71頁， 72頁及び74頁のそ れぞれ一部	個人に関する情報であって，特定 の個人を識別することができるこ とから，法5条1号に該当するた め不開示とした。
	文書2 3枚目，6頁，9頁， 11頁，13頁，14 頁，16頁，19頁， 21頁，23頁，25 頁，27頁，29頁， 31頁，33頁，34 頁，36頁，38頁， 40頁，44頁，62 頁，68頁，70頁， 71頁，73頁及び7 6頁のそれぞれ一部	
文書3 3枚目，8頁，10 頁，11頁，14頁， 16頁，18頁，20 頁，21頁，22頁， 24頁ないし26頁ま で，28頁，30頁な いし32頁まで，34 頁ないし38頁まで， 40頁，43頁，47		

		頁, 48頁, 50頁, 58頁, 59頁, 68頁ないし70頁まで, 72頁及び75頁のそれぞれ一部	
	文書4 文書6	2枚目及び3枚目の写真の顔部分(識別が容易でないと思われるものを除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書1	3頁の寄稿者の氏名	法5条1号に該当するため不開示とした。
		71頁の一部	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	3頁及び76頁のそれぞれ一部	
	文書3	3頁及び75頁のそれぞれ一部	
	文書4 文書5 文書6	3頁の寄稿者の氏名	
	3	文書2	21頁, 72頁及び73頁のそれぞれ一部
文書3		58頁及び71頁のそれぞれ一部	
4	文書1	76頁ないし78頁までのそれぞれ一部	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	77頁ないし80頁までのそれぞれ一部	
	文書3	76頁ないし78頁まで及び80頁のそれぞれ一部	
5	文書2	80頁の一部	
6	文書1	14頁の一部	海上自衛隊の艦船の性能に関する情報であり, これを公にすることにより, 艦船の性能及び運用能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいて

			は我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		36頁の一部	訓練の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書2	22頁の一部	海上自衛隊の艦船の機能に関する情報であり、これを公にすることにより、艦船の性能及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書3	30頁の一部	潜水艦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用に関する情報が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書2	49頁の一部	防衛省のネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。
	文書3	80頁の一部	